

情報連絡票 やりとりの一覧

沼津埠頭

- 1 地震連絡票（情報 1）を受け取り態勢チェック
- 2 地震連絡票（荷役共同 1）を受け取り被災状況を報告
- 3 地震連絡票（曳船 1）で港内水域状況を報告
- 4 要請により水域啓開作業行う
- 5 地震連絡票（曳船 2）で作業実績報告をする
- 6 地震連絡票（バース計画 1）を受け取り荷役準備
- 7 地震連絡票（曳船 2）で輸送船の誘導を行う
- 8 地震連絡票（曳船 2）で作業実績報告をする
- 9 地震連絡票（荷役共同 2）で荷役受入体制を共有する
- 10 地震連絡票（荷役 1）で緊急物資の荷動きを報告する
- 11 地震連絡票（荷役 2）で作業実績報告する

荷役業者

- 1 地震連絡票（情報 1）を受け取り態勢チェック
- 2 地震連絡票（荷役共同 1）で被災状況を報告
- 3 地震連絡票（荷役共同 2）で荷役受入体制を報告
- 3 緊急物資船舶情報（荷役 1）を受け取り荷役作業開始
- 4 地震連絡票（荷役共同 3）で荷役作業実績報告する
- 5 緊急物資船舶情報（荷役 2）を受け取り搬出作業開始
- 6 地震連絡票（荷役共同 3）で搬出作業実績報告する

建設業協会 等

- 1 協定様式第 3 号(応急復旧、電気設備)で被災状況を報告
- 2 出動事業者を推薦する（連絡手段特定しない）
- 3 協定様式第 3 号(測量設計業、地質調査業) 協定様式第 4 号(応急復旧) 協定様式第 5 号(電気設備)で出動要請を受け、応諾書を提出し応急復旧作業開始する
- 4 協定様式第 4 号(測量設計業、地質調査業) 協定様式第 5 号(応急復旧)で応急復旧作業対策工事の進捗・完了報告書を提出する

港湾荷役活動マニュアル

- [主な役割]
- ◎ 取扱荷物等の被災前の予防措置
 - ◎ 取扱荷物の被害状況調査
 - ◎ 緊急物資の荷役作業

■沼津埠頭

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者			
第2連絡責任者			
第3連絡責任者			

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他 連絡手段
沼津土木事務所	管理課	055-920-2209	055-926-5527	維持調査課 090-5853-2515	
沼津土木事務所	港湾課	055-920-2208	055-922-6684	同上	
清水海上保安部	警備救難課	0543-53-0118	0543-53-7118		
静岡運輸支局	運航課	0543-52-0174	0543-55-0432		
沼津市役所	水産海浜課	055-934-4753	055-933-1412		
	危機管理課	055-934-4803	055-934-0027		
静岡県港湾局	港湾整備課	054-221-3054	054-221-3563	サイポス室 090-5853-2501	

■社員、関係者等の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- ① 社内マニュアルの作成
- ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆ 注意情報公表時の対応
 - ◆ 警戒宣言の発令とともに避難
- ③ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・ 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・ 警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリリース・シミュレーションによる）

沼津土木事務所 ⇒ 沼津埠頭株式会社 ⇒ 港湾施設利用者
e-MAIL、FAX、電話 FAX、電話等

沼津土木事務所管理課からの協力要請FAXを受信する。

地震連絡票(荷役1)

担当者は、受信後、サイン欄にサインして、全ての関係者にFAXする。

埠頭会社は、**地震連絡票(荷役1)** のリストにより災害予防対応(準備行動)をチェックする。

テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

従業員の連絡先・所在を再度確認する。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・サイレン・広報等で伝達される。
- ・交通規制等が行われる。

災害予防対応(準備行動)が中途でも放棄し、速やかに避難する。

テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

**揺れがおさまっても、
余震と津波に
注意！！**

避難完了後から 津波警報解除までの間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

事前予知型

※災害予防対応および事前避難が行われます。

揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。

避難場所にて人命救助等に努める。

テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

応急復旧

- 埠頭会社は **地震連絡票(荷役3)** により、自社の従業員及び荷役機械の状況を調査し、沼津土木事務所に報告し、あわせて **地震連絡票(荷役4)** により上屋の被害状況及び一時保管スペースに関する情報を報告する。

緊急物資輸送船舶の入港情報

- 沼津土木事務所は緊急物資輸送船舶に関する情報を埠頭会社に報告する **地震連絡票(荷役5)**
- 埠頭会社は、各船舶の荷役に要すると思われる時間を記入して、**地震連絡票(荷役5)**を沼津土木事務所に返信する。

緊急物資輸送船舶の入港

直接トラックに積載する場合

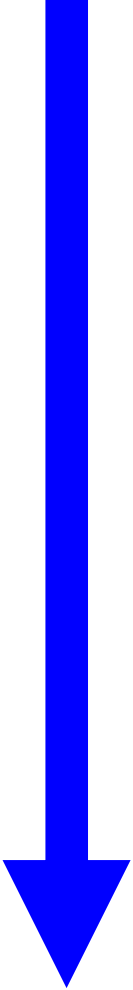
- 沼津土木事務所は埠頭会社に対して、緊急物資の荷役について依頼する。 **地震連絡票(荷役6)**
- 口頭により連絡を受けた場合は、直後にFAX又は直渡しにより沼津土木事務所から書類を受け取る。
- 埠頭会社は、**地震連絡票(荷役6)**に記載された場所に運ぶ。(別紙(物資の種類))荷役作業を行う。

作業の完了

- 沼津埠頭は、サインの上、沼津土木事務所に提出する。 **地震連絡票(A)**

港で一時保管する場合

- 沼津土木事務所は埠頭会社に対して、緊急物資の荷役(一時保管)について依頼する。 **地震連絡票(荷役6)**
- 埠頭会社は、**地震連絡票(荷役6)**に記載された場所に運ぶ。(別紙(物資の種類))



一時保管作業の終了

- 地震連絡票(荷役7)により、一時保管した緊急物資の場所を沼津土木事務所に報告する。(別紙(物資の種類2))

一時保管した緊急物資の搬出

- 沼津土木は、沼津埠頭に対して、一時保管した緊急物資の荷役を依頼する。地震連絡票(荷役8)
- 埠頭会社は、一時保管場所からトラックに緊急物資を積載する。

作業の終了

- 沼津埠頭は、サインの上、沼津土木事務所に提出する。地震連絡票(A)

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

沼津埠頭 ← 沼津土木

地震連絡票(荷役1)

FAX送信(本書のみ)

沼津土木 担当サイン		
---------------	--	--

年 月 日

沼津埠頭株式会社 様
FAX 055-951-5961

静岡県沼津土木事務所長

東海地震の注意情報公表に伴う協力要請について

年 月 日 午前・午後 時 分、気象庁より東海地震に関する注意情報が公表されました。つきましては、今後考えられる警戒宣言の発令までに、下記の作業を行うよう協力を要請します。また、警戒宣言が発令された場合には、作業を中断し、速やかに避難してください。なお、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めてください。

記

①岸壁の整理

- 岸壁にエプロン上に荷物を置かないこと
- 埠頭内の荷物を埠頭の奥(陸側)に集めるか、上屋内に入れること
- 荷物を上屋内に入れる場合は、通路部分の奥から順番に入れること
- 屋外の荷物は、できるだけヶ所に集めてロープ・ワイヤーで縛ること

②荷役機械の避難

- フォークリフト、トラッククレーン、クローラクレーン等の移動可能な荷役機械は、可能な限り津波浸水域の外側に自走避難すること

③釣り人・自動車・トラックの避難

- 外港内の釣り人等へ港内放送で避難を促すこと
- 外港にある自動車・トラックはすべて埠頭外に出すこと
- 埠頭から出せないときは、できるだけ岸壁から離れた場所に避難すること
- 自動車のキーはつけたままにして、交通障害とならないように駐車すること

沼津土木 ← 沼津埠頭

地震連絡票(荷役2)

FAX又は直渡し

埠頭担当 サイン		
-------------	--	--

年 月 日

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津埠頭株式会社
報告者氏名

次の通り提出します。

港湾取り扱い荷物の散乱状況による荷役作業可能性調査(陸上調査)について

※該当のものを○で囲む

【陸上】荷物等の散乱状況からみて、岸壁で荷役作業ができるか？

【水域】陸上から見える範囲で荷物が流出したか？量(広がり)はどれくらいか？

種類	陸上の散乱状況	水域の散乱状況	
		状況	量(広さ)
鉄くず	<ul style="list-style-type: none"> ・散乱多くて荷役できない ・多少の整理により荷役できる ・散乱少なく荷役に支障ない 	拡散している ・ まとまっている 浮遊している ・ 水没している	
油	<ul style="list-style-type: none"> ・タンクから漏れている ・漏れていない 	拡散している ・ まとまっている 浮遊している ・ 水没している	
(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・散乱多くて荷役できない ・多少の整理により荷役できる ・散乱少なく荷役に支障ない 	拡散している ・ まとまっている 浮遊している ・ 水没している	

沼津土木 ← 沼津埠頭

地震連絡票(荷役3)

FAX又は直渡し

埠頭担当 サイン		
-------------	--	--

年 月 日
午前・午後 時 分 現在

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津埠頭株式会社
報告者氏名

緊急物資荷役作業のための要員及び荷役機械の状況報告

			稼動する台数	操作員	
荷役機械	フォークリフト	2t未満吊り	台	人	
		2t超～4t未満吊り	台	人	
		4t超～7t未満吊り	台	人	
		7t超吊り	台	人	
	トラッククレーン	50t未満吊り	台	人	
		60t超～70t未満吊り	台	人	
		70t超吊り	台	人	
	クローラクレーン	50t未満吊り	台	人	
		60t超～70t未満吊り	台	人	
		70t超吊り	台	人	
	機械に従事しない作業員			台	人
	合計			台	人

荷役機械については能力不明の場合は台数だけでも可

沼津埠頭(株) ← 沼津土木

地震連絡票(荷役4)

FAX又は直渡し

埠頭担当 サイン		
-------------	--	--

年 月 日
午前・午後 時 分現在

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津埠頭株式会社
報告者氏名

食料等の緊急物資の一時保管場所として使用可能性を判断するための上屋被害調査

※調査者が見た感じで該当の箇所には○をつける。「使用可能面積」も見た感じの判断で可

上屋名	外観被害			内部被害			使用可能面積 (概ね)
	倒壊して いる	倒壊していない		使用するために要すると思 われる整理作業の必要日 数			
		使用不 可能	使用可 能	1~2日 程度	3~4日 程度	5日以上	
東1号							m2
北1号							m2

注意: 外観上「倒壊している」又は「使用不可能」と考えられる上屋については、近寄らないこと。もちろん内部に立ち入らないこと

沼津土木 ← 沼津埠頭

地震連絡票(荷役7)

FAX又は直渡し

埠頭担当 サイン		
-------------	--	--

年 月 日

静岡県沼津土木事務所 様
(FAX 055-920-5527)

沼津埠頭株式会社

一時保管にかかる緊急物資の保管場所を報告します。別紙(物資の種類2)

(別紙に保管場所ごとの物資の種類と量を記入したあと、沼津土木に送信してください。)

沼津土木 ← 沼津埠頭

地震連絡票(A)

FAX又は直渡し

埠頭担当 サイン			
-------------	--	--	--

年 月 日

静岡県沼津土木事務所長 様
(FAX 055-920-5527)

沼津埠頭株式会社
報告者氏名

大規模地震発生に伴う緊急物資の荷役作業の完了について

次の荷役作業は完了しました。動員状況は次のとおりです。

項目	内容		
作業内容 (いずれかを○で囲む)	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶からの荷揚げ ・上屋(倉庫)への搬入 ・上屋(倉庫)からの搬出 ・岸壁から上屋(倉庫)への地区内輸送 		
対応した作業員の人数、使用した荷役機械及び台数	作業員人数		
	フォークリフト		
	トラッククレーン		
	クローラクレーン		
作業数量(パレット数等)			
貨物状態	良好・破損(程度: _____)		
作業時間	開始(a)	年 月 日 午前・午後 時 分	(24時間表記のこと)
	終了(b)	年 月 日 午前・午後 時 分	(24時間表記のこと)
	所要時間	時間 分	

別紙(物資の種類1・2)

(該当の番号を○で囲む)

[発信者] 沼津埠頭 株式会社

[単位: 生活必需品はm3、復旧資機材はトン]

	沼津土木事務所記載欄 (記載したものを「荷役共同1」に添付する)				沼津埠頭株式会社 記載欄 (記載したものを「荷役2」に添付する)											
	種類	荷役物資量			一時保管物資の保管場所の保管量											
		全 体 量 (m3)	直接トラックへ積込み	一時保管	[場所]											
				保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	
荷揚げ対象の緊急物資																

※「保管確認」欄は建物内に格納したとき、「積込確認」欄はトラックに積込んだときに現場担当者が確認のサインをしてください。

一時保管活動マニュアル

[主な役割] ◎ 倉庫等への緊急物資の一時保管

■沼津魚仲買商協同組合

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者			
第2連絡責任者			
第3連絡責任者			

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他 連絡手段
沼津土木事務所	管理課	055-920-2209	055-926-5527	維持調査課 090-5853-2515	
沼津土木事務所	港湾課	055-920-2208	055-922-6684	同上	
清水海上保安部	警備救難課	0543-53-0118	0543-53-7118		
静岡運輸支局	運航課	0543-52-0174	0543-55-0432		
沼津市役所	水産海浜課	055-934-4753	055-933-1412		
	危機管理課	055-934-4803	055-934-0027		
静岡県港湾局	港湾整備課	054-221-3054	054-221-3563	サイポス室 090-5853-2501	

■関係団体等の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- ① 組合内マニュアルの作成
- ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆ 注意情報公表時の対応
 - ◆ 警戒宣言の発令とともに避難
- ③ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・ 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・ 警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

沼津土木事務所 → 沼津魚仲買商協同組合
FAX、電話等

- 沼津土木事務所から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
- 沼津魚仲買商協同組合は、災害予防対応（準備行動）を行う。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・ 東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・ サイレン・広報等で伝達される。
- ・ 交通規制等が行われる。

- 災害予防対応（準備行動）が中途でも放棄し、速やかに避難する。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

揺れがおさまっても、
余震と津波に
注意！！

避難完了後から 津波警報解除ま での間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

事前予知型

※災害予防対応および事前避難が行われます。

- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

突発型

※災害予防対応および事前避難は行われません。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

津波警報解除

沼津土木事務所 → 沼津魚仲買商協同組合
電話、伝令等

- 津波警報の解除を速やかに沼津魚仲買商協同組合に連絡する。
 - ・ 電話不通の際は、伝令も含めあらゆる手段を試すこと。
- 沼津魚仲買商協同組合の従業員は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

被害状況調査

荷役作業の可能性を検討するため、荷物の散乱状況を調査する。

沼津魚仲買商協同組合 → 沼津土木事務所
電話、伝令等

- 地震連絡票(倉庫1)** により、被災状況を調査し、沼津土木事務所に報告する。



応急復旧

- 沼津魚仲買商協同組合は、沼津土木事務所から、**地震連絡票（保管荷役1）**により、緊急物資の荷役作業の依頼を受信する。
- 口頭により連絡を受けた場合は、直後にFAX又は直渡しにより沼津土木事務所から書類を受け取る。
- 沼津魚仲買商協同組合は、荷役事業者によって運び込まれた物資を倉庫内に格納する。
- **地震連絡票（保管荷役2）**により、一時保管する緊急物資の場所を沼津土木事務所に報告する。
- **地震連絡票（保管荷役3）**により、一時保管した物資の荷役作業の依頼を受けたら、荷役を行う。
- 作業終了後、**地震連絡票（保管荷役4）**により沼津土木事務所に報告書を提出する。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

沼津土木 ← 沼津魚仲買商協同組合

地震連絡票(倉庫1)

FAX又は直渡し

報告者 サイン		
------------	--	--

年 月 日

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津魚仲買商協同組合
報告者所属
氏名

食料等の緊急物資の一時保管場所として使用可能性を判断するための倉庫被害調査
※調査者が見た感じで該当の箇所には○をつける。「使用可能面積」も見た感じの判断で可。

倉庫名	外観被害			内部被害			使用可能面積(概ね)
	倒壊 している	倒壊していない		使用するために要すると思わ れる整理作業の必要日数			
		使用 不可能	使用 可能	1~2日 程度	3~4日 程度	5日以上	
							m ²
							m ²
							m ²
							m ²
							m ²

注意: 外観上、「倒壊している」又は「使用不可能」と考えられる倉庫には、近寄らないこと。
もちろん、内部に立ち入らないこと。

沼津土木 ← 沼津魚仲買商協同組合

地震連絡票(保管荷役2)

FAX又は直渡し

組合担当 サイン		
-------------	--	--

年 月 日

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津魚仲買商協同組合
報告者

一時保管にかかる緊急物資の保管場所を報告します。

別紙添付

(別紙に保管場所ごとの物資の種類と量を記入した後、土木事務所へ送信してください。)

作業依頼番号
沼津(保管荷役)―
.....
※要申請の番号を転記すること

沼津魚仲買商協同組合 ← 沼津土木

地震連絡票(保管荷役3)

土木事務所 担当サイン		
----------------	--	--

年 月 日

沼津魚仲買商協同組合 様

静岡県沼津土木事務所長

一時保管緊急物資の荷役作業の要請について

次に記載した倉庫に一時保管した緊急物資を搬出するために、トラックに積み込む荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
作業時間	年 月 日 午前・午後 時 分	沼津(保管荷役)―
対象倉庫		----- ※1からの連番とすること。

沼津土木 ← 沼津魚仲買商協同組合

地震連絡票(保管荷役4)

FAX又は直渡し

組合担当 サイン		
-------------	--	--

年 月 日

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津魚仲買商協同組合
報告者所属・氏名

大規模地震発生に伴う緊急物資の荷役作業の完了について

次の荷役作業は完了しました。動員状況は次のとおりです。

項目	内容	作業依頼番号	
作業内容 (いずれかを○で囲む)	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶からの荷揚げ ・倉庫への搬入 ・倉庫からの搬出 ・岸壁から倉庫への地区内輸送 	沼津(保管荷役)― ※要申請の番号を転記すること	
対応した作業員の人数、使用した荷役機械及び台数	作業員人数		人
	フォークリフト		台
	トラッククレーン		台
		台	
作業数量(パレット数等)	(単位: _____)		
貨物状態	良好・破損(程度: _____)		
作業時間	開始(a)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	終了(b)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	所要時間(b-a)	時間 分	

地震連絡票(保管荷役1・2 -別紙) (該当の番号を○で囲む)

作業依頼番号
沼津(保管荷役)
※依頼(回答)書の番号を転記 すること

[発信者]沼津魚仲買商協同組合

[単位:生活必需品はm3、復旧資機材はトン]

	沼津土木事務所記載欄 (記載したものを「荷役共同1」に添付する)				沼津魚仲買商協同組合記載欄 (記載したものを「荷役共同2」に添付する)											
	種類	荷役物資量			一時保管物資の保管場所の保管量											
		全 体 量 (m3)	直接トラックへ積込み	一時保管	[場所]											
				保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	
荷揚げ対象の緊急物資																

※「保管確認」欄は建物内に格納したとき、「積込確認」欄はトラックに積込んだときに現場担当者が確認のサインをしてください。

一時保管活動マニュアル

[主な役割] ◎ 倉庫への緊急物資の一時保管

■沼津通運倉庫(株)

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者			
第2連絡責任者			
第3連絡責任者			

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他 連絡手段
沼津土木事務所	管理課	055-920-2209	055-926-5527	維持調査課 090-5853-2515	
沼津土木事務所	港湾課	055-920-2208	055-922-6684	同上	
清水海上保安部	警備救難課	0543-53-0118	0543-53-7118		
静岡運輸支局	運航課	0543-52-0174	0543-55-0432		
沼津市役所	水産海浜課	055-934-4753	055-933-1412		
	危機管理課	055-934-4803	055-934-0027		
静岡県港湾局	港湾整備課	054-221-3054	054-221-3563	サイポス室 090-5853-2501	

■関係団体等の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- ① 支部・社内マニュアルの作成
- ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆ 注意情報公表時の対応
 - ◆ 警戒宣言の発令とともに避難
- ③ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・ 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・ 警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

沼津土木 → 沼津埠頭（株） → 沼津通運倉庫（株）
e-MAIL、電話 FAX、電話等

- 沼津土木事務所から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
- 沼津埠頭（株）は、注意情報発令を沼津通運倉庫（株）へ連絡する。
- 沼津通運倉庫（株）は、災害予防対応（準備行動）を行う。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・ 東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・ サイレン・広報等で伝達される。
- ・ 交通規制等が行われる。

- 災害予防対応（準備行動）が中途でも放棄し、速やかに避難する。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

**揺れがおさまっても、
余震と津波に
注意！！**

避難完了後から 津波警報解除ま での間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

事前予知型

※災害予防対応および事前避難が行われます。

- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

突発型

※災害予防対応および事前避難は行われません。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

津波警報解除

沼津土木 → 沼津埠頭（株） → 沼津通運倉庫（株）
伝令等 伝令等

- 津波警報の解除を速やかに沼津通運倉庫(株)に連絡する。
 - ・ 電話不通の際は、伝令も含めあらゆる手段を試すこと。

- 沼津通運倉庫(株)の従業員は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

被害状況調査

荷役作業の可能性を検討するため、荷物の散乱状況を調査する。

沼津通運倉庫（株） → 沼津埠頭（株） → 沼津土木
伝令等 伝令等

- 地震連絡票(倉庫1)により、被災状況を調査し、沼津埠頭(株)に報告する。

- 沼津埠頭(株)は被災状況を集約し、沼津土木事務所に提出する。

応急復旧

- 沼津埠頭(株)は、沼津土木事務所から、**地震連絡票(荷役共同1)**により、緊急物資の荷役作業の依頼を受信する。
- 口頭により連絡を受けた場合は、直後にFAX又は直渡しにより沼津土木事務所から書類を受け取る。
- 沼津通運倉庫(株)は、沼津埠頭(株)と協議して、荷役作業の実施方法を決定する。
- 沼津通運倉庫(株)は、荷役事業者によって運び込まれた物資を倉庫内に格納する。
- 緊急物資を港で一時保管する場合は、**地震連絡票(荷役共同1)**に記載された場所に運ぶ。
- **地震連絡票(荷役共同2)**により、一時保管する緊急物資の場所を沼津埠頭(株)に報告する。
- **地震連絡票(荷役共同3)**により、一時保管した物資の荷役作業の依頼を受けたら、荷役を行う。
 - 作業終了後、沼津埠頭(株)に報告書を提出する。**地震連絡票(荷役共同4)**
- 沼津埠頭(株)は、サインの上、沼津土木事務所に提出する。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

沼津埠頭(株) ← 沼津土木

地震連絡票(荷役共同1)

--	--	--

年 月 日

沼津埠頭(株) 様(FAX 055-951-5961)

静岡県沼津土木事務所長

大規模地震発生に伴う緊急物資の荷役作業の要請について

次のとおり、緊急物資輸送船が入港するので、荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
出港地	都道府県 港	沼津(荷役共同)―
出港時間	年 月 日 午前・午後 時 分	
船名		
総トン数(G/T)		※1からの連番とすること。
入港予定時間	年 月 日 午前・午後 時 分	
機械設備	デリック 基・その他()	
埠頭名		
着岸バース		
荷役作業	<ul style="list-style-type: none"> ・直接(全量・一部)トラックへ積込 ・(全量・一部)一時保管 ・一時保管物資のトラックへの積込 	
物資の種類等	別紙添付	
トラック台数等	トン車 台配車予定	

沼津土木 ← 沼津埠頭

地震連絡票(荷役共同2)

FAX又は直渡し

埠頭担当 サイン		
-------------	--	--

年 月 日

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津埠頭株式会社
報告者

一時保管にかかる緊急物資の保管場所を報告します。

別紙添付

(別紙に保管場所ごとの物資の種類と量を記入した後、土木事務所へ送信してください。)

作業依頼番号
沼津(荷役共同)―
.....
※要申請の番号を転記すること

沼津通運・羽野水産・我入道漁協 ← 沼津埠頭

地震連絡票(荷役共同3)

FAX又は直渡し

沼津通運倉庫株式会社
 羽野水産株式会社 様
 我入道漁業協同組合

埠頭等担当
 サイン

年 月 日

沼津埠頭株式会社
 報告者

一時保管物資の荷役作業を依頼します。

沼津埠頭(株) ← 沼津土木

土木事務所
 担当サイン

年 月 日

沼津埠頭株式会社 様

静岡県沼津土木事務所長

一時保管緊急物資の荷役作業の要請について

次に記載した上屋又は倉庫に一時保管した緊急物資を港から搬出するために、トラックに積み込む荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
作業時間	年 月 日 午前・午後 時 分	沼津(荷役共同)― ----- ※1からの連番とすること。
対象上屋・倉庫		

沼津土木 ← 沼津埠頭

地震連絡票(荷役共同4)

FAX又は直渡し

埠頭等担当
サイン

年 月 日

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津埠頭株式会社

作業の完了報告を転送します。

沼津埠頭←沼津通運・羽野水産・我入道漁協

報告者
サイン

年 月 日

沼津埠頭株式会社 様(FAX055-951-5961)

【沼津通運倉庫(株)・羽野水産(株)・我入道漁業協同組合】
報告者所属・氏名

大規模地震発生に伴う緊急物資の荷役作業の完了について

次の荷役作業は完了しました。動員状況は次のとおりです。

項目	内容		作業依頼番号
作業内容 (いずれかを○で囲む)	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶からの荷揚げ ・倉庫への搬入 ・倉庫からの搬出 ・岸壁から倉庫への地区内輸送 		沼津(保管荷役)ー ※要申請の番号を転記すること
対応した作業員の人数、使用した荷役機械及び台数	作業員人数	人	
	フォークリフト	台	
	トラッククレーン	台	
		台	
作業数量(パレット数等)	(単位: _____)		
貨物状態	良好・破損(程度: _____)		
作業時間	開始(a)	年 月 日	午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)
	終了(b)	年 月 日	午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)
	所要時間(b-a)	時間	分

地震連絡票(荷役共同1・2 -別紙) (該当の番号を○で囲む)

作業依頼番号
沼津(荷役共同)
※依頼(回答)書の番号を 転記すること

[発信者]沼津通運倉庫(株)・羽野水産(株)・沼津我入道漁業協同組合

[単位:生活必需品はm3、復旧資機材はトン]

	沼津土木事務所記載欄 (記載したものを「荷役共同1」に添付する)				沼津通運倉庫(株)・羽野水産(株)・沼津我入道漁業協同組合記載欄 (記載したものを「荷役共同2」に添付する)											
	種類	荷役物資量			一時保管物資の保管場所の保管量											
		全 体 量 (m3)	直接トラックへ積込み	一時保管	[場所]											
				保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	
荷揚げ対象の緊急物資																

※「保管確認」欄は建物内に格納したとき、「積込確認」欄はトラックに積込んだときに現場担当者が確認のサインをしてください。

羽野水産(株)

TEL 055-951-3881

FAX 055-951-6165

一時保管活動マニュアル

[主な役割] ◎ 倉庫への緊急物資の一時保管

■沼津通運倉庫(株)

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者			
第2連絡責任者			
第3連絡責任者			

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他 連絡手段
沼津土木事務所	管理課	055-920-2209	055-926-5527	維持調査課 090-5853-2515	
沼津土木事務所	港湾課	055-920-2208	055-922-6684	同上	
清水海上保安部	警備救難課	0543-53-0118	0543-53-7118		
静岡運輸支局	運航課	0543-52-0174	0543-55-0432		
沼津市役所	水産海浜課	055-934-4753	055-933-1412		
	危機管理課	055-934-4803	055-934-0027		
静岡県港湾局	港湾整備課	054-221-3054	054-221-3563	サイポス室 090-5853-2501	

■関係団体等の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- ① 支部・社内マニュアルの作成
- ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆ 注意情報公表時の対応
 - ◆ 警戒宣言の発令とともに避難
- ③ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・ 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・ 警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

沼津土木事務所 → 沼津埠頭（株） → 羽野水産（株）
e-MAIL、電話 FAX、電話等

- 沼津土木事務所から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
- 沼津埠頭（株）は、注意情報発令を羽野水産（株）へ連絡する。
- 羽野水産（株）は、災害予防対応（準備行動）を行う。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・ 東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・ サイレン・広報等で伝達される。
- ・ 交通規制等が行われる。

- 災害予防対応（準備行動）が中途でも放棄し、速やかに避難する。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

**揺れがおさまっても、
余震と津波に
注意！！**

避難完了後から 津波警報解除ま での間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

事前予知型

※災害予防対応および事前避難が行われます。

- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

突発型

※災害予防対応および事前避難は行われません。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

津波警報解除

沼津土木事務所 → 沼津埠頭（株） → 羽野水産（株）
伝令等 伝令等

- 津波警報の解除を速やかに羽野水産(株)に連絡する。
 - ・ 電話不通の際は、伝令も含めあらゆる手段を試すこと。
- 羽野水産(株)の従業員は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

被害状況調査

荷役作業の可能性を検討するため、荷物の散乱状況を調査する。

羽野水産（株） → 沼津埠頭（株） → 沼津土木
電話、伝令等 電話、伝令等

- 地震連絡票(倉庫1)** により、被災状況を調査し、沼津埠頭(株)に報告する。
- 沼津埠頭(株)は被災状況を集約し、沼津土木事務所に提出する。

応急復旧

- 沼津埠頭(株)は、沼津土木事務所から、**地震連絡票(荷役共同1)**により、緊急物資の荷役作業の依頼を受信する。
- 口頭により連絡を受けた場合は、直後にFAX又は直渡しにより沼津土木事務所から書類を受け取る。
- 羽野水産(株)は、沼津埠頭(株)と協議して、荷役作業の実施方法を決定する。
- 羽野水産(株)は、荷役事業者によって運び込まれた物資を倉庫内に格納する。
- 緊急物資を港で一時保管する場合は、**地震連絡票(荷役共同1)**に記載された場所に運ぶ。
- **地震連絡票(荷役共同2)**により、一時保管する緊急物資の場所を沼津埠頭(株)に報告する。
- **地震連絡票(荷役共同3)**により、一時保管した物資の荷役作業の依頼を受けたら、荷役を行う。
 - 作業終了後、沼津埠頭(株)に報告書を提出する。**地震連絡票(荷役共同4)**
- 沼津埠頭(株)は、サインの上、沼津土木事務所に提出する。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

沼津土木 ← 沼津埠頭

地震連絡票(荷役共同2)

FAX又は直渡し

埠頭担当 サイン		
-------------	--	--

年 月 日

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津埠頭株式会社
報告者

一時保管にかかる緊急物資の保管場所を報告します。

別紙添付

(別紙に保管場所ごとの物資の種類と量を記入した後、土木事務所へ送信してください。)

作業依頼番号
沼津(荷役共同)―
.....
※要申請の番号を転記すること

沼津通運・羽野水産・我入道漁協 ← 沼津埠頭

地震連絡票(荷役共同3)

FAX又は直渡し

沼津通運倉庫株式会社
 羽野水産株式会社 様
 我入道漁業協同組合

埠頭等担当
 サイン

年 月 日

沼津埠頭株式会社
 報告者

一時保管物資の荷役作業を依頼します。

沼津埠頭(株) ← 沼津土木

土木事務所
 担当サイン

年 月 日

沼津埠頭株式会社 様

静岡県沼津土木事務所長

一時保管緊急物資の荷役作業の要請について

次に記載した上屋又は倉庫に一時保管した緊急物資を港から搬出するために、トラックに積み込む荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
作業時間	年 月 日 午前・午後 時 分	沼津(荷役共同)―
対象上屋・倉庫		
		※1からの連番とすること。

沼津土木 ← 沼津埠頭

地震連絡票(荷役共同4)

FAX又は直渡し

埠頭等担当
サイン

年 月 日

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津埠頭株式会社

作業の完了報告を転送します。

沼津埠頭←沼津通運・羽野水産・我入道漁協

報告者
サイン

年 月 日

沼津埠頭株式会社 様(FAX055-951-5961)

【沼津通運倉庫(株)・羽野水産(株)・我入道漁業協同組合】
報告者所属・氏名

大規模地震発生に伴う緊急物資の荷役作業の完了について

次の荷役作業は完了しました。動員状況は次のとおりです。

項目	内容	作業依頼番号	
作業内容 (いずれかを○で囲む)	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶からの荷揚げ ・倉庫への搬入 ・倉庫からの搬出 ・岸壁から倉庫への地区内輸送 	沼津(保管荷役)ー ※要申請の番号を転記すること	
対応した作業員の人数、使用した荷役機械及び台数	作業員人数		人
	フォークリフト		台
	トラッククレーン		台
作業数量(パレット数等)		(単位: _____)	
貨物状態	良好・破損(程度: _____)		
作業時間	開始(a)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	終了(b)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	所要時間(b-a)	時間 分	

地震連絡票(荷役共同1・2 -別紙) (該当の番号を○で囲む)

作業依頼番号
沼津(荷役共同)
※依頼(回答)書の番号を 転記すること

[発信者]沼津通運倉庫(株)・羽野水産(株)・沼津我入道漁業協同組合

[単位:生活必需品はm3、復旧資機材はトン]

	沼津土木事務所記載欄 (記載したものを「荷役共同1」に添付する)				沼津通運倉庫(株)・羽野水産(株)・沼津我入道漁業協同組合記載欄 (記載したものを「荷役共同2」に添付する)											
	種類	荷役物資量			一時保管物資の保管場所の保管量											
		全 体 量 (m3)	直接トラックへ積込み	一時保管	[場所]											
				保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	
荷揚げ対象の緊急物資																

※「保管確認」欄は建物内に格納したとき、「積込確認」欄はトラックに積込んだときに現場担当者が確認のサインをしてください。

一時保管活動マニュアル

[主な役割] ◎ 倉庫への緊急物資の一時保管

■沼津通運倉庫(株)

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者			
第2連絡責任者			
第3連絡責任者			

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他 連絡手段
沼津土木事務所	管理課	055-920-2209	055-926-5527	維持調査課 090-5853-2515	
沼津土木事務所	港湾課	055-920-2208	055-922-6684	同上	
清水海上保安部	警備救難課	0543-53-0118	0543-53-7118		
静岡運輸支局	運航課	0543-52-0174	0543-55-0432		
沼津市役所	水産海浜課	055-934-4753	055-933-1412		
	危機管理課	055-934-4803	055-934-0027		
静岡県港湾局	港湾整備課	054-221-3054	054-221-3563	サイポス室 090-5853-2501	

■関係団体等の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- ① 支部・社内マニュアルの作成
- ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆ 注意情報公表時の対応
 - ◆ 警戒宣言の発令とともに避難
- ③ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・ 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・ 警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

沼津土木 → 沼津埠頭（株） → 我入道漁業協同組合
e-MAIL、電話 FAX、電話等

- 沼津土木事務所から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
- 沼津埠頭（株）は、注意情報発令を我入道漁業協同組合へ連絡する。
- 我入道漁業協同組合は、災害予防対応（準備行動）を行う。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・ 東海地震が発生しそうだ判断された時、総理大臣が発令する。
- ・ サイレン・広報等で伝達される。
- ・ 交通規制等が行われる。

- 災害予防対応（準備行動）が中途でも放棄し、速やかに避難する。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

**揺れがおさまっても、
余震と津波に
注意！！**

避難完了後から 津波警報解除ま での間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

事前予知型

※災害予防対応および事前避難が行われます。

- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

突発型

※災害予防対応および事前避難は行われません。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

津波警報解除

沼津土木 → 沼津埠頭（株） → 我入道漁業協同組合
電話、伝令等 電話、伝令等

- 津波警報の解除を速やかに我入道漁業協同組合に連絡する。
 - ・ 電話不通の際は、伝令も含めあらゆる手段を試すこと。
- 我入道漁業協同組合の従業員は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

被害状況調査

荷役作業の可能性を検討するため、荷物の散乱状況を調査する。

我入道漁業協同組合 → 沼津埠頭（株） → 沼津土木
電話、伝令等 電話、伝令等

- 地震連絡票(倉庫1)により、被災状況を調査し、沼津埠頭(株)に報告する。
- 沼津埠頭(株)は被災状況を集約し、沼津土木事務所に提出する。

応急復旧

- 沼津埠頭(株)は、沼津土木事務所から、**地震連絡票(荷役共同1)**により、緊急物資の荷役作業の依頼を受信する。
- 口頭により連絡を受けた場合は、直後にFAX又は直渡しにより沼津土木事務所から書類を受け取る。
- 我入道漁業協同組合は、沼津埠頭(株)と協議して、荷役作業の実施方法を決定する。
- 我入道漁業協同組合は、荷役事業者によって運び込まれた物資を倉庫内に格納する。
- 緊急物資を港で一時保管する場合は、**地震連絡票(荷役共同1)**に記載された場所に運ぶ。
- **地震連絡票(荷役共同2)**により、一時保管する緊急物資の場所を沼津埠頭(株)に報告する。
- **地震連絡票(荷役共同3)**により、一時保管した物資の荷役作業の依頼を受けたら、荷役を行う。
 - 作業終了後、沼津埠頭(株)に報告書を提出する。**地震連絡票(荷役共同4)**
- 沼津埠頭(株)は、サインの上、沼津土木事務所に提出する。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

沼津土木 ← 沼津埠頭

地震連絡票(荷役共同2)

FAX又は直渡し

埠頭担当 サイン		
-------------	--	--

年 月 日

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津埠頭株式会社
報告者

一時保管にかかる緊急物資の保管場所を報告します。

別紙添付

(別紙に保管場所ごとの物資の種類と量を記入した後、土木事務所へ送信してください。)

作業依頼番号
沼津(荷役共同)―
.....
※要申請の番号を転記すること

沼津通運・羽野水産・我入道漁協 ← 沼津埠頭

地震連絡票(荷役共同3)

FAX又は直渡し

沼津通運倉庫株式会社
 羽野水産株式会社 様
 我入道漁業協同組合

埠頭等担当
 サイン

年 月 日

沼津埠頭株式会社
 報告者

一時保管物資の荷役作業を依頼します。

沼津埠頭(株) ← 沼津土木

土木事務所
 担当サイン

年 月 日

沼津埠頭株式会社 様

静岡県沼津土木事務所長

一時保管緊急物資の荷役作業の要請について

次に記載した上屋又は倉庫に一時保管した緊急物資を港から搬出するために、トラックに積み込む荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
作業時間	年 月 日 午前・午後 時 分	沼津(荷役共同)―
対象上屋・倉庫		
		※1からの連番とすること。

沼津土木 ← 沼津埠頭

地震連絡票(荷役共同4)

FAX又は直渡し

埠頭等担当 サイン		
--------------	--	--

年 月 日

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津埠頭株式会社

作業の完了報告を転送します。

沼津埠頭←沼津通運・羽野水産・我入道漁協

報告者 サイン		
------------	--	--

年 月 日

沼津埠頭株式会社 様(FAX055-951-5961)

【沼津通運倉庫(株)・羽野水産(株)・我入道漁業協同組合】
報告者所属・氏名

大規模地震発生に伴う緊急物資の荷役作業の完了について

次の荷役作業は完了しました。動員状況は次のとおりです。

項目	内容	作業依頼番号
作業内容 (いずれかを○で囲む)	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶からの荷揚げ ・倉庫への搬入 ・倉庫からの搬出 ・岸壁から倉庫への地区内輸送 	沼津(保管荷役)ー ----- ※要申請の番号を転記すること
対応した作業員の人数、使用した荷役機械及び台数	作業員人数 人	
	フォークリフト 台	
	トラッククレーン 台	
		台
作業数量(パレット数等)		(単位: _____)
貨物状態	良好・破損(程度: _____)	
作業時間	開始(a)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)
	終了(b)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)
	所要時間(b-a)	時間 分

地震連絡票(荷役共同1・2 -別紙) (該当の番号を○で囲む)

作業依頼番号
沼津(荷役共同)
※依頼(回答)書の番号を 転記すること

[発信者]沼津通運倉庫(株)・羽野水産(株)・沼津我入道漁業協同組合

[単位:生活必需品はm3、復旧資機材はトン]

	沼津土木事務所記載欄 (記載したものを「荷役共同1」に添付する)				沼津通運倉庫(株)・羽野水産(株)・沼津我入道漁業協同組合記載欄 (記載したものを「荷役共同2」に添付する)											
	種類	荷役物資量			一時保管物資の保管場所の保管量											
		全 体 量 (m3)	直接トラックへ積込み	一時保管	[場所]											
				保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	
荷揚げ対象の緊急物資																

※「保管確認」欄は建物内に格納したとき、「積込確認」欄はトラックに積込んだときに現場担当者が確認のサインをしてください。

沼津建設業協会
TEL 055-932-8311
FAX 055-934-0362

沼津建設業協会活動マニュアル

- [主な役割]
- ◎ 被災状況調査
 - ◎ 応急復旧工事
 - ◎ 他県業者への応援要請(必要に応じて)

■沼津建設業協会

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者			
第2連絡責任者			
第3連絡責任者			

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他 連絡手段
沼津土木事務所	管理課	055-920-2209	055-926-5527	維持調査課 090-5853-2515	
沼津土木事務所	港湾課	055-920-2208	055-922-6684	同上	
沼津市役所	水産海浜課	055-934-4753	055-933-1412		
	危機管理課	055-934-4803	055-934-0027		
静岡県港湾局	港湾整備課	054-221-3054	054-221-3563	サイポス室 090-5853-2501	

■協会会員等の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- ① 協会、社内のマニュアルの作成
- ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆ 注意情報公表時の対応
 - ◆ 警戒宣言の発令とともに避難
- ③ 緊急連絡網の定期点検
- ④ 重機・資機材の保管場所のマップの整備

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・ 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・ 警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリリース・シミュレーションによる）

沼津土木 → 沼津建設業協会 → 協力者
e-MAIL、FAX、電話 FAX、電話

【沼津建設業協会】

- 沼津土木事務所から、注意情報が発表された旨の連絡を受けたら、会員の中の災害応急対策協力者（以下、「協力者」という。）に伝える。

【沼津建設業協会】

- 沼津港を含む災害応急対策区域を担当する協力者に対して、重機、工事資材が被災しないように措置することを周知する。
- 海域を担当する協力者は、起重機船を港外退避させる等、機材が津波により損壊することのないように予防措置に努める。
- 陸域担当の協力者は、重機を安全な場所に避難させる等の避難準備に努める。
- 被災後の担当部署を日常のマニュアルに沿って再確認させる。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・東海地震が発生し、そうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・サイレン・広報等で伝達される。
- ・交通規制等が行われる。

- 緊急連絡網により協力者に伝達する。
- 作業が中途でも放棄し、速やかに近くの避難施設に避難し、生命身体の安全を確保する。
- 起重機船を港外退避させる。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

揺れがおさまっても、余震と津波に注意！！

避難完了後から津波警報解除までの間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

事前予知型

※災害予防対応および事前避難が行われます。

- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。
- 余震の恐れがなくなったら、会員企業の従業員は、職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

突発型

※災害予防対応および事前避難は行われません。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。
- 余震の恐れがなくなったら、会員企業の従業員は、職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

津波警報解除

沼津土木 → 沼津建設業協会 → 協力者
e-MAIL、FAX、電話 FAX、電話

被害状況調査

海底面が隆起
している恐れ
もある。

【共通】

- 津波警報の解除を速やかに協力者に連絡する。
- 協力者は、警報解除と同時に担当地域の巡回を開始する。

【沼津建設業協会】

- 沼津建設業協会は、被災状況報告を作成し、沼津土木事務所に提出する。協定様式第3号
- 破損箇所を発見した場合は、直ちに沼津土木事務所に連絡し、指示を待つ。

応急復旧

沼津土木 → 協力者
FAX、電話

【協力者】

- 沼津土木事務所から協力者へ出動要請を行う。協定様式第4号
- 沼津土木事務所からの出動要請書を受けた協力者は、応諾書を提出して、水域啓開及び応急復旧作業を開始する。協定様式第4号
- 必要に応じて、沼津土木事務所と応急復旧工事の方法等について打合せを行う。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

日本海上起重技術協会 中部支部
 TEL 0557-82-4181
 FAX 0557-81-3940

日本海上起重技術協会活動マニュアル

- [主な役割]
- ◎ 被災状況調査
 - ◎ 応急復旧工事
 - ◎ 他県業者への応援要請(必要に応じて)

■日本海上起重技術協会

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者			
第2連絡責任者			
第3連絡責任者			

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他 連絡手段
沼津土木事務所	管理課	055-920-2209	055-926-5527	維持調査課 090-5853-2515	
沼津土木事務所	港湾課	055-920-2208	055-922-6684	同上	
沼津市役所	水産海浜課	055-934-4753	055-933-1412		
	危機管理課	055-934-4803	055-934-0027		
静岡県港湾局	港湾整備課	054-221-3054	054-221-3563	サイポス室 090-5853-2501	

■協会会員等の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- ① 協会、社内のマニュアルの作成
- ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆ 注意情報公表時の対応
 - ◆ 警戒宣言の発令とともに避難
- ③ 緊急連絡網の定期点検
- ④ 重機・資機材の保管場所のマップの整備

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・ 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・ 警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリリース・シミュレーションによる）

沼津土木 → 日本海上起重技術協会 → 協力者
e-MAIL、FAX、電話 FAX、電話

【日本海上起重技術協会】

- 沼津土木事務所から、注意情報が発表された旨の連絡を受けたら、会員の中の災害応急対策協力者（以下、「協力者」という。）に伝える。

【日本海上起重技術協会】

- 沼津港を含む災害応急対策区域を担当する協力者に対して、重機、工事資材が被災しないように措置することを周知する。
- 海域を担当する協力者は、起重機船を港外退避させる等、機材が津波により損壊することのないように予防措置に努める。
- 被災後の担当部署を日常のマニュアルに沿って再確認させる。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・東海地震が発生し、そうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・サイレン・広報等で伝達される。
- ・交通規制等が行われる。

- 緊急連絡網により協力者に伝達する。
- 作業が中途でも放棄し、速やかに近くの避難施設に避難し、生命身体の安全を確保する。
- 起重機船を港外退避させる。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

揺れがおさまっても、
余震と津波に
注意！！

避難完了後から 津波警報解除までの間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

事前予知型

※災害予防対応および事前避難が行われます。

- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。
- 余震の恐れがなくなったら、会員企業の従業員は、職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

突発型

※災害予防対応および事前避難は行われません。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。
- 余震の恐れがなくなったら、会員企業の従業員は、職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

津波警報解除

沼津土木 → 日本海上起重技術協会 → 協力者
e-MAIL、FAX、電話 FAX、電話

被害状況調査

海底面が隆起
している恐れ
もある。

【共通】

- 津波警報の解除を速やかに協力者に連絡する。
- 協力者は、警報解除と同時に担当地域の巡回を開始する。

【日本起重技術協会】

- 日本海上起重技術協会は、被災状況報告を作成し、沼津土木事務所に提出する。協定様式第3号
- 破損箇所を発見した場合は、直ちに沼津土木事務所に連絡し、指示を待つ。

応急復旧

沼津土木 → 協力者
FAX、電話

【協力者】

- 沼津土木事務所から協力者へ出動要請を行う。協定様式第4号
- 沼津土木事務所からの出動要請書を受けた協力者は、応諾書を提出して、水域啓開及び応急復旧作業を開始する。協定様式第4号
- 必要に応じて、沼津土木事務所と応急復旧工事の方法等について打合せを行う。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

沼津魚市場株式会社

TEL 055-962-3700
FAX 055-951-6851

一時保管活動マニュアル

[主な役割] ◎ 倉庫等への緊急物資の一時保管

■沼津魚市場株式会社

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者			
第2連絡責任者			
第3連絡責任者			

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他 連絡手段
沼津土木事務所	管理課	055-920-2209	055-926-5527	維持調査課 090-5853-2515	
沼津土木事務所	港湾課	055-920-2208	055-922-6684	同上	
清水海上保安部	警備救難課	0543-53-0118	0543-53-7118		
静岡運輸支局	運航課	0543-52-0174	0543-55-0432		
沼津市役所	水産海浜課	055-934-4753	055-933-1412		
	危機管理課	055-934-4803	055-934-0027		
静岡県港湾局	港湾整備課	054-221-3054	054-221-3563	サイパス室 090-5853-2501	

■関係団体等の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- ① 組合内マニュアルの作成
- ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆ 注意情報公表時の対応
 - ◆ 警戒宣言の発令とともに避難
- ③ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・ 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・ 警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

沼津土木事務所 → 沼津魚市場（株）
FAX、電話等

- 沼津土木事務所から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
- 沼津魚市場(株)は、災害予防対応(準備行動)を行う。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・ 東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・ サイレン・広報等で伝達される。
- ・ 交通規制等が行われる。

- 災害予防対応(準備行動)が中途でも放棄し、速やかに避難する。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

**揺れがおさまっても、
余震と津波に
注意！！**

避難完了後から 津波警報解除ま での間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

事前予知型

※災害予防対応および事前避難が行われます。

- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

突発型

※災害予防対応および事前避難は行われません。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

津波警報解除

沼津土木事務所 → 沼津魚市場（株）
電話、伝令等

- 津波警報の解除を速やかに沼津魚市場(株)に連絡する。
 - ・ 電話不通の際は、伝令も含めあらゆる手段を試すこと。
- 沼津魚市場(株)の従業員は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

被害状況調査

荷役作業の可能性を検討するため、荷物の散乱状況を調査する。

沼津魚市場（株） → 沼津土木事務所
電話、伝令等

- 地震連絡票(倉庫1)** により、被災状況を調査し、沼津土木事務所に報告する。



応急復旧

- 沼津魚市場(株)は、沼津土木事務所から、**地震連絡票(保管荷役1)**により、緊急物資の荷役作業の依頼を受信する。
- 口頭により連絡を受けた場合は、直後にFAX又は直渡しにより沼津土木事務所から書類を受け取る。
- 沼津魚市場(株)は、荷役事業者によって運び込まれた物資を第1市場及び倉庫等に格納する。
- 地震連絡票(保管荷役2)**により、一時保管する緊急物資の場所を沼津土木事務所に報告する。
- 地震連絡票(保管荷役3)**により、一時保管した物資の荷役作業の依頼を受けたら、荷役を行う。
- 作業終了後、**地震連絡票(保管荷役4)**により沼津土木事務所に報告書を提出する。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

沼津土木事務所 ← 沼津魚市場(株)

地震連絡票(倉庫1)

FAX又は直渡し

報告者 サイン		
------------	--	--

年 月 日

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津魚市場(株)
報告者所属
氏名

食料等の緊急物資の一時保管場所として使用可能性を判断するための倉庫被害調査
※調査者が見た感じで該当の箇所に○をつける。「使用可能面積」も見た感じの判断で可。

倉庫名	外観被害			内部被害			使用可能面積(概ね)
	倒壊 している	倒壊していない		使用するために要すると思わ れる整理作業の必要日数			
		使用 不可能	使用 可能	1~2日 程度	3~4日 程度	5日以上	
							m ²
							m ²
							m ²
							m ²
							m ²

注意: 外観上、「倒壊している」又は「使用不可能」と考えられる倉庫には、近寄らないこと。
もちろん、内部に立ち入らないこと。

沼津魚市場(株) ← 沼津土木事務所

地震連絡票(保管荷役1)

--	--	--

年 月 日

沼津魚市場(株) 様(FAX 055-951-0391)

静岡県沼津土木事務所長

大規模地震発生に伴う緊急物資の荷役作業の要請について

次のとおり、緊急物資輸送船が入港するので、荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
出港地	都道府県 港	沼津(保管荷役)― ----- ※1からの連番とすること。
出港時間	年 月 日 午前・午後 時 分	
船名		
総トン数(G/T)		
入港予定時間	年 月 日 午前・午後 時 分	
機械設備	デリック 基・その他()	
埠頭名		
着岸バース		
荷役作業	<ul style="list-style-type: none"> ・直接(全量・一部)トラックへ積込 ・(全量・一部)一時保管 ・一時保管物資のトラックへの積込 	
物資の種類等	別紙添付	
トラック台数等	トン車 台配車予定	

沼津土木事務所 ← 沼津魚市場(株)

地震連絡票(保管荷役2)

FAX又は直渡し

組合担当 サイン		
-------------	--	--

年 月 日

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津魚市場(株)
報告者

一時保管にかかる緊急物資の保管場所を報告します。

別紙添付

(別紙に保管場所ごとの物資の種類と量を記入した後、土木事務所へ送信してください。)

作業依頼番号
沼津(保管荷役)―
.....
※要申請の番号を転記すること

沼津魚市場(株) ← 沼津土木事務所

地震連絡票(保管荷役3)

土木事務所 担当サイン		
----------------	--	--

年 月 日

沼津魚市場(株) 様

静岡県沼津土木事務所長

一時保管緊急物資の荷役作業の要請について

次に記載した倉庫に一時保管した緊急物資を搬出するために、トラックに積み込む荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
作業時間	年 月 日 午前・午後 時 分	沼津(保管荷役)―
対象倉庫		----- ※1からの連番とすること。

沼津土木事務所 ← 沼津魚市場(株)

地震連絡票(保管荷役4)

FAX又は直渡し

組合担当 サイン		
-------------	--	--

年 月 日

静岡県沼津土木事務所長 様
FAX 055-926-5527

沼津魚市場(株)
報告者所属・氏名

大規模地震発生に伴う緊急物資の荷役作業の完了について

次の荷役作業は完了しました。動員状況は次のとおりです。

項目	内容	作業依頼番号	
作業内容 (いずれかを○で囲む)	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶からの荷揚げ ・倉庫への搬入 ・倉庫からの搬出 ・岸壁から倉庫への地区内輸送 	沼津(保管荷役)― ※要申請の番号を転記すること	
対応した作業員の人数、使用した荷役機械及び台数	作業員人数		人
	フォークリフト		台
	トラッククレーン		台
		台	
作業数量(パレット数等)	(単位: _____)		
貨物状態	良好・破損(程度: _____)		
作業時間	開始(a)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	終了(b)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	所要時間(b-a)	時間 分	

地震連絡票(保管荷役1・2 -別紙) (該当の番号を○で囲む)

作業依頼番号
沼津(保管荷役)
※依頼(回答)書の番号を転記 すること

[発信者]沼津魚市場(株)

[単位:生活必需品はm3、復旧資機材はトン]

	沼津土木事務所記載欄 (記載したものを「荷役共同1」に添付する)				沼津魚仲買商協同組合記載欄 (記載したものを「荷役共同2」に添付する)											
	種類	荷役物資量			一時保管物資の保管場所の保管量											
		全 体 量 (m3)	直接トラックへ積込み	一時保管	[場所]											
				保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	保管量	保管確認	積込確認	
荷揚げ対象の緊急物資																

※「保管確認」欄は建物内に格納したとき、「積込確認」欄はトラックに積込んだときに現場担当者が確認のサインをしてください。

沼津土木事務所

TEL 055-920-2208～2210

FAX 055-926-5527

衛星電話

静岡県沼津土木事務所・静岡県港湾局 活動マニュアル

- [主な役割]
- ◎ 県災害対策本部(東部方面本部)の一部となる
 - ◎ 被害を最小にするのための措置を講ずる
 - ◎ 港湾施設の応急復旧を行う
 - ◎ 緊急物資の海上輸送拠点となる
 - 港湾局は、本部と沼津土木事務所の調整等を行う

■沼津土木事務所

担当団体・企業	担当業務	事務所内担当課	電話
沼津建設業協会 日本海上起重技術協会 沼津港地震対策協議会 (株) 寺尾造船所	(港湾施設応急復旧、 水域啓開作業) (油流出防止、流出後対応) (陸閘操作)	港湾課	055-920-2208
沼津埠頭 (株) 沼津通運倉庫 (株) 羽野水産 (株) 我入道漁業協同組合 沼津魚仲買商協同組合	(緊急物資の港湾荷役、 一時保管・荷役) (緊急物資の一時保管及び 荷役)	管理課	055-920-2209

■関係者の緊急連絡先

名称		緊急時の連絡方法		通常の連絡方法		
		手段	番号	手段	番号	
行政 機 関	沼津市役所	水産海浜課		TEL	055-934-4753	
				FAX	055-933-1412	
		危機管理課	衛星	5-203-9999	TEL	055-934-4803
				FAX	055-934-0027	
	東部危機管理局	TEL	055-920-2002	TEL	055-920-2002	
		衛星	8-103-2002	FAX	054-286-9009	
	静岡県交通基盤 部港湾局 港湾整備課	TEL		TEL	054-221-3054	
		衛星	8-100-3054	FAX	054-221-3563	
沼津埠頭（株）				TEL	055-951-5411	
				FAX	055-951-5961	
沼津魚仲買商協同組合				TEL	055-962-2882	
				FAX	055-951-0391	
沼津建設業協会				TEL	055-932-8311	
				FAX	055-934-0362	
日本海上起重技術 協会				TEL	0557-82-4181	
				FAX	0557-81-3940	
(株) 寺尾造船所 (陸閘操作委)				TEL	055-934-0362	
				FAX		

平 常 時

- ① マニュアルの点検
- ② 非常時の責任者の順位を決めておく。
- ③ 緊急物資に関して、発受信書類にサインする担当責任者を順位とともに決めておく。
- ④ 応急復旧対応班と緊急物資対応班毎の名簿を整理する。
- ⑤ 他の行政機関及び民間事業者と一体となった訓練の実施（沼津土木事務所が事務局として計画立案）
 - ◆ 防災訓練
 - ◆ 図上訓練
- ⑥ 緊急連絡網（民間との連絡を含む）の定期点検

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・ 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・ 警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

危機管理局 → 全員参集 → 各職員
 一斉配信システム 電話等

注意情報の発表で、全職員は連絡網により事務所に参集する。

担当責任者は、予防措置の要請を行うため、次の様式のサイン欄にサインして、各団体にFAXする。

	事業者様式No.	送信先
<input type="checkbox"/>	地震連絡票1	沼津埠頭(株)

地震の危険が去った場合

・速やかに解除を各団体等に通知すること。

- 沼津埠頭（株）
- 沼津魚仲買商協同組合
- 沼津港防災対策協議会
- 沼津港荒天時利用協議会
- 沼津建設業協会
- 日本海上起重技術協会
- (株) 寺尾造船所

担当者は、次の団体に注意情報の発表を電話連絡する。

	連絡先
<input type="checkbox"/>	沼津魚仲買商協同組合
<input type="checkbox"/>	沼津港防災対策協議会
<input type="checkbox"/>	沼津港荒天時利用協議会
<input type="checkbox"/>	沼津建設業協会
<input type="checkbox"/>	日本海上起重技術協会
<input type="checkbox"/>	(株) 寺尾造船所

交通基盤部の水門、陸閘の閉鎖マニュアルに従い、閉鎖確認若しくは閉鎖準備にかかる。

閉鎖した陸閘の確認のためのパトロールを行う。

様式344-1「河川、海岸、港湾、漁港水閘門等操作状況」を作成し、SDO(県庁LAN)で港湾整備課に報告する。

次の部署との通信確認を行う。

	県無線	市無線	衛星電話
沼津市 水産海浜課 危機管理課	—	<input type="checkbox"/>	—
県災害対策本部東部方面本部 指令班	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
県庁港湾局	—	—	<input type="checkbox"/>

パソコン、プリンター、コピー機、テレビ等を固定する。

防災無線の使用方法を確認する。

非常用電源を確認する。

ラジオ放送をつけて情報を収集する。

トランシーバー、携帯電話、衛星携帯等の充電をする。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・東海地震が発生し、そうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・サイレン・広報等で伝達される。
- ・交通規制等が行われる。

○水門・陸閘閉鎖の確認

- 水門・陸閘の閉鎖を操作委託業者に依頼する。
- 必要に応じて、閉鎖確認パトロールする。
- 様式344-1「河川、海岸、港湾、漁港水閘門等操作状況」を作成し、SDO(県庁LAN)で港湾整備室に報告する

発 災 → 避難・救助

揺れがおさまっても、
余震と津波に
注意！！

避難完了後から 津波警報解除までの間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を(必要に応じて)関係者に報告されたい。

事前予知型

※災害予防対応および事前避難が行われます。

○人的被害の確認

- 沼津土木事務所及び臨時参集先、事務所パトロール要員の安否確認

- 未参集職員安否状況確認

○庁舎被害の確認

- 電話、FAXの使用の可否
- OA機器の使用の可否
- SDOの接続の可否(県庁との連絡は可能な限りSDOを利用し迅速に行う)
- 自動車の使用の可否



突発型

※災害予防対応および事前避難は行われません。

避難する。(自分の身を守る。)

1 人的被害の確認

沼津土木事務所及び臨時参集先、事務所パトロール要員の安否確認

未参集職員安否状況確認

2 庁舎被害の確認

電話、FAXの使用の可否

OA機器の使用の可否

SDOの接続の可否(県庁との連絡は可能な限りSDOを利用し迅速に行う)

自動車の使用の可否

3 応援の要請

担当責任者は、応援の要請を行うため、次の様式のサイン欄にサインして、各団体にFAXする。

	事業者様式No.	送信先
<input type="checkbox"/>	地震連絡票1	沼津埠頭(株)

担当者は、次の団体に応援の要請を行う。

	連絡先
<input type="checkbox"/>	沼津魚仲買商協同組合
<input type="checkbox"/>	沼津港防災対策協議会
<input type="checkbox"/>	沼津港荒天時利用協議会
<input type="checkbox"/>	沼津建設業協会
<input type="checkbox"/>	日本海上起重技術協会
<input type="checkbox"/>	(株)寺尾造船所

4 通信確認等

次の部署との通信確認を行う。

	県無線	市無線	衛星電話
沼津市 水産海浜課 危機管理課	—	<input type="checkbox"/>	—
県災害対策本部東部方面本部指令班	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
県庁港湾局	—	—	<input type="checkbox"/>

防災無線の使用方法を確認する。

非常用電源を確認する。

ラジオ放送をつけて情報を収集する。

トランシーバー、携帯電話、衛星携帯等の充電をする。

津波警報解除

- 津波警報の解除と被災状況調査依頼を伝達する。
※電話等が使用不能の場合は伝令によること

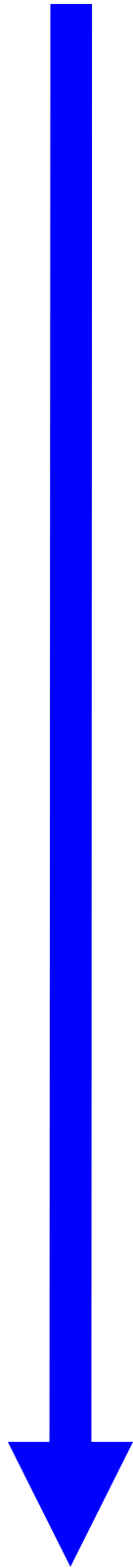
	連絡先
<input type="checkbox"/>	沼津埠頭(株)
<input type="checkbox"/>	沼津建設業協会
<input type="checkbox"/>	日本海上起重技術協会
<input type="checkbox"/>	沼津魚仲買商共同組合

- 突発地震の場合
 - 臨時参集先での可搬型衛星電話による情報収集

被害状況調査

【被害状況調査】

- 陸上被害調査を実施する
 - 各埠頭の被災状況を調査する。
 - ケーソン式岸壁、矢板式岸壁の沈下量を測量する。
 - 残存耐力評価システム整備後は、これにより岸壁の使用可否・制限を算定する。
- ※プログラム未整備の間は、被害軽微なもののみを使用する。
- 水域の被害調査を実施する
 - 海上パトロールを実施する。
 - 調査結果を、まとめる。



民間事業者から被災状況調査の結果を受信する。

	送信者	事業者様式No.
<input type="checkbox"/>	沼津埠頭(株)	地震連絡票(荷役 2)
<input type="checkbox"/>	沼津魚仲買商協同組合	地震連絡票(倉庫 1)
<input type="checkbox"/>	建設業団体等各会員	協定様式第3号

※FAX不通の場合は伝令により収集すること。

● 港湾残存能力の判定

港湾被災状況を、「被災情報等伝達様式」に取りまとめ、報告する。

作成確認	様式番号	様式名	発信先	発信確認
<input type="checkbox"/>	302-1	港湾・漁港被害・復旧(見込)情報	方面本部指令班	<input type="checkbox"/>
			港湾整備課	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	51-1	災害復旧重機資材の状況	方面本部指令班	<input type="checkbox"/>
			建設業課	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	344-1	河川・海岸・港湾・漁港水閘門等操作状況(開門の連絡)	方面本部指令班	<input type="checkbox"/>
			港湾整備課	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	302-2	海上輸送確保状況	方面本部指令班	<input type="checkbox"/>
			港湾整備課	<input type="checkbox"/>

港湾・漁港被害・復旧(見込)情報(様式302-1号)は、位置図も作成する。

海上輸送確保状況(様式302-2)は、位置図も作成する。

応急復旧

行政機関と民間が協力して深淺測量を行う。

【岸壁等応急復旧の優先順位】

優先度	目標	内容
1	水域に漂流する航行障害物を除去する(緊急性の高い箇所(※)から順次)	応急復旧工事 漂流物の応急処理 漂流物の除去と深淺測量
	耐震岸壁を使用可能にする	
2	一般岸壁のうち応急復旧可能な岸壁を使用可能にする	

※「緊急性の高い箇所」は現場の状況を確認して決定する。

《 ※想定する応急復旧の優先順位 》

- ① 港口から東 1・2号岸壁の耐震岸壁周辺まで
- ② 港口から西岸壁の耐震岸壁周辺まで
- ③ 港口から北 1・2号岸壁周辺まで

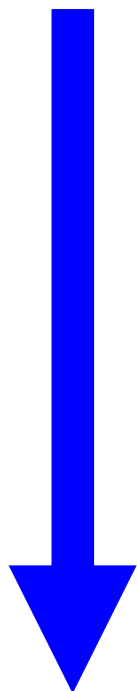
沼津土木事務所は、各協会団体に対して出勤できる事業者の推薦を依頼する。

事業者への出勤要請する。

・事務所→協定団体会員は協定様式第4号 出勤依頼書

各事業者からの承諾書を受領する。

・協定団体各会員→事務所は協定様式第4号出勤承諾書



- 必要に応じて、事業者と復旧工事の進め方について協議する。

※破壊の程度が少ないもので、そこに至る水域の船舶航行の障害となる漂流物の除去が済んでいるもの、又は、短時間で除去が完了すると見込まれる岸壁から復旧していく。

- 海上保安部は被災者の捜索救助や海難船舶の救助を最優先に実施しているので、沼津港内の状況について可能な範囲での情報提供を求める。
- 死体の収容場所等について、海上保安部、市役所と調整する。
- 測量や目視による調査の結果、水没しているものがある場合には、各協会団体に引き上げを依頼する。

緊急物資輸送

内航海運への要請

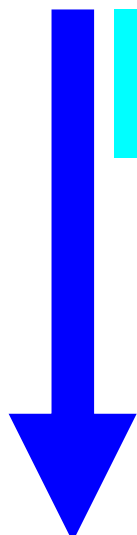


- 県災害対策本部(対策グループ)からの緊急物資荷役の依頼があり次第、荷役作業を依頼するための準備を開始する。

- 情報ルートは、本部・対策グループ ↔ 港湾局 ↔ 沼津土木事務所

- 沼津土木事務所は、**地震連絡票(行政相互3)**により災害対策本部・対策グループ(港湾局経由)から、緊急物資輸送船舶の情報を得る。

トラックとの調整



- トラックの時間と台数等の連絡が本部・対策グループから出される場合は、港湾局総室を経由して通知される。
※トラック輸送は、本部・対策グループ・指令班が決定する。

- 輸送船の着岸埠頭名・岸壁名・予定時刻を本部・対策グループ(港湾局経由)と調整する。

- トラックによる物資の引取りに関する連絡には、**地震連絡票(行政相互4)**を使う。

岸壁の指定 (バース調整)

- 岸壁被害、現況水深、水路啓開状況、岸壁使用状況等から、船舶が着岸する岸壁を決定する。

※沈船等がなくても地盤隆起により水深が変化している可能性があるため留意しながら検討すること。

	様式名
<input type="checkbox"/>	行政相互1
<input type="checkbox"/>	行政相互2

- 地震連絡票(行政相互3)から、地震連絡票(5・PR2)に船舶名や積荷種類等を記載して、沼津埠頭(株)に送付する。
- 概算の荷役時間を記入した地震連絡票(5・PR2)を沼津埠頭(株)から受領する。

荷役作業の依頼

- 地震連絡票(荷役6)を沼津埠頭(株)に送信する。
- 地震連絡票(保管荷役1)を沼津魚仲買商協同組合に送信する。

※このとき、次のことに留意すること。

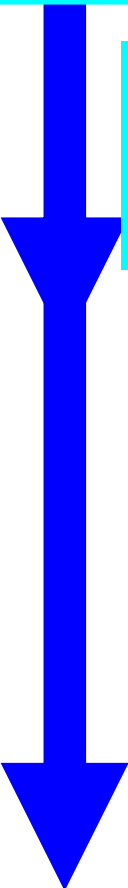
- ① 保管可能な物資量は、空きスペース1坪につき5立方メートルの率で換算すること。
- ② 直接集積所に運搬する荷物と、港内で一時保管する荷物を明確にして連絡すること。

- 沼津埠頭(株)には、検数の手配を依頼する。
- 沼津埠頭(株)には、港内移動のためのトラック手配を依頼する。
- 沼津埠頭(株)から、地震連絡票(荷役7)より、緊急物資の一時保管場所の報告を受ける。
- 沼津魚仲買商協同組合から、地震連絡票(保管荷役2)より、緊急物資の一時保管場所の報告を受ける。

- 作業完了後、荷役作業の完了報告書を提出してもらう。

・沼津埠頭(株)→地震連絡票(A)

・沼津魚仲買商協同組合→地震連絡票(保管荷役4)



一時保管した物資の荷役作業の依頼

□県災害対策本部東部方面本部からの指示があったら、**地震連絡票(荷役8)**により、沼津埠頭(株)に、一時保管物資の搬出を依頼する。

地震連絡票(保管荷役3)により、沼津魚仲買商協同組合に、一時保管物資の搬出を依頼する。

※このとき、次のことに留意すること。

①緊急物資の一時保管は、空きスペースの少ないところへ大量の物資を保管するものであることから、通常のような作業スペースは存在しない。したがって、この依頼は、対象となる上屋又は倉庫ごとに行うものとする(物資の種類を特定して、特定のもののみの搬出を依頼することはしないこと)。

□作業完了後、荷役作業の完了報告書を提出してもらう。

・沼津埠頭(株)→**地震連絡票(A)**

・沼津魚仲買商協同組合→**地震連絡票(保管荷役4)**

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

地震連絡票(行政相互3)

沼津土木 ← 港湾局

港湾局担当サイン		
----------	--	--

FAX送信(本書のみ)

年 月 日

沼津土木事務所長 様

港湾局長

転送しますので対応をお願いします。

港湾局 ← 対策グループ

対策グループ担当サイン		
-------------	--	--

年 月 日

災害対策本部対策グループ港湾班長(港湾局長)様

災害対策本部対策グループ

緊急物資輸送船に関する情報

防災局への確認事項	調達自治体	自治体名	
		担当部署	
		担当者	
		電話	
本県からの依頼		部	課
相手方自治体への確認事項	荷積み地	港	
	荷物の種類		
	荷物の形態	コンテナ・パレット・バラ混・前バラ	
	船名		
	総トン数		
	船籍(何処の県の船か)		
	船舶電話番号		
	沼津港での代理店	有・無	
	荷主オプション		
船舶への確認事項	デリックの装備		
	その他		

地震連絡票(行政相互4)

沼津土木 ← 港湾局

港湾局担当サイン		
----------	--	--

FAX送信(本書のみ)

年 月 日

沼津土木事務所長 様

港湾局長

転送しますので対応をお願いします。

港湾局 ← 対策グループ

対策グループ担当サイン		
-------------	--	--

年 月 日

災害対策本部対策グループ港湾班長(港湾局長)様

災害対策本部対策グループ

緊急物資輸送のトラックに関する情報

対象物資	種類		作業依頼番号	
	量		沼津(トラック)ー	
トラック	港への到着予定日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃		
	台数			
	車両ナンバー			
	運転手名			
作業場所		_____岸壁		
	上屋	()
	倉庫	()
	野積場	()
備考	その他	()

※1からの連番とすること。

地震連絡票(行政相互5)

沼津土木 ← 港湾局

港湾局担当サイン		
----------	--	--

FAX送信(本書のみ)

年 月 日

沼津土木事務所長 様

港湾局長

転送しますので対応をお願いします。

港湾局 ← 対策グループ

対策グループ担当サイン		
-------------	--	--

年 月 日

災害対策本部対策グループ港湾班長(港湾局長)様

災害対策本部対策グループ

人員輸送の開始に関する情報

区間	港から 港	
予定期間		
便数	年 月 日から 年 月 日	
使用する船舶	名称	
	総トン数	
	乗船人員	
	その他	
予定時間	出港	
	到着	
協力船会社		
備考		

注意情報発表時の 港湾局 の業務

港湾整備課は様式344-1「河川、海岸、港湾、漁港水閘門等操作状況」をSDO(県庁LAN)で受領する。

港湾整備課は様式第202号「貯木場等地震防災応急対策実施状況」を受領する。

警戒宣言発令時の 港湾局 の業務

港湾整備課は様式344-1「河川、海岸、港湾、漁港水閘門等操作状況」をSDO(県庁LAN)で受領する。

港湾整備課は様式第202号「貯木場等地震防災応急対策実施状況」を受領する。

津波警報解除時の 港湾局 の業務

被害状況調査

沼津土木事務所との連絡を確保する。

港湾整備課は、沼津土木事務所からの被害状況の報告を受け、本部交通基盤部に伝達する。

受付	伝達	様式番号	様式名
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	302-1	港湾・漁港被害・復旧(見込)情報
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	344-1	河川・海岸・港湾・漁港水閘門等操作状況
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	302-2	海上輸送確保状況

応急対策時の 港湾局 の業務

内航海運組合 への要請

【内航海運組合への要請】

- 緊急物資の輸送は、本部・対策グループが決定する。
※内航海運組合への要請は、協定に基づき、口頭で要請を行い、直ちに文書を交付する。
- 電話等不通で本部から連絡できないときは、港湾局及び沼津土木事務所を經由して要請する。 **協定様式第1号**
- 業務が完了したら報告書を受領する。 **協定様式第2号**

緊急物資輸送 船の調整

【緊急物資輸送船の調整】

- 災害対策本部・対策グループ(危機管理局)と連絡調整し、海上輸送の対象物資に関する情報を受領する。 **地震連絡票(行政相互3)**
- 支援自治体が輸送船舶を決定している場合は、その情報も併せて、受領する。
- 不足する情報は、港湾局より相手方自治体又は指定された輸送船舶に対して、確認する。
- 特殊車両の運搬にRORO船が適当であるので、必要に応じて、本部・対策グループに助言すること。
- 船舶が決定したら、船舶の諸元や入出港日時等を調査し、記載する。
- 対策グループから入手した情報を防災無線FAXにより沼津土木事務所に伝達する。
- トラック手配に備え、同じ情報を本部・対策グループにも返す。
- 同時に、防災無線電話又は衛星電話で内容を伝達する。



トラック情報

【トラック手配情報の入手・伝達】

- トラック手配は、本部・対策グループが静岡運輸支局を通じて行う。**地震連絡票(行政相互4)**
- トラックによる物資の引取り情報は、本部・対策グループから港湾局に伝達される。
- この情報は、そのまま沼津土木事務所に伝達する。
- 港湾局は、沼津土木事務所と着岸岸壁等に関する調整を行ない、結果を本部・対策グループに伝達する。

人員輸送（旅客船協会への要請）

【人員輸送】

- 人員輸送の開始は、本部・対策グループが決定し、海上輸送連絡所を通じて、旅客船協会に要請する。**協定様式第1号**
- 業務が完了したら報告書を受領する。**協定様式第2号**
- 港湾局は、人員輸送の開始を沼津土木事務所ともう一ヶ所の輸送対象となる港の管理事務所に伝達し、双方の港での準備に当たらせる。**地震連絡票(行政相互5)**

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで